☆病弱・身体虚弱のある子どもの理解のために

病弱・身体虚弱のある児童生徒の理解について、基本的な事項が 「教育支援資料」*1「就学事務の手引き」*2に記載されています。 その中から、一部参考にしてまとめました。



【病弱・身体虚弱とは】

病弱とは、学校教育においては、身体の病気又は心の病気のための継続的又は繰り返し医療又は生活規制を必要とする状態を表す際に用いられ、ここでいう生活規制とは、 入院生活上又は学校生活、日常生活上で留意すべきこと等であります。

身体虚弱とは、学校教育においては、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態を表します。

病弱教育の対象として比較的多くみられる疾患例

「教育支援資料」には、<u>これらの症</u> 状や対応等*³が書かれています。



- 気管支喘息(ぜんそく)
- ② 腎臓病 ア 急性糸球体腎炎 イ 慢性糸球体腎炎 ウ ネフローゼ症候群
- ③ 筋ジストロフィー
- ④ 悪性新生物 ア 白血病 イ 神経芽腫(神経芽細胞腫)
- (5) 心臓病 ア 心室中隔欠損 イ 心房中隔欠損 ウ 心筋症 エ 川崎病
- ⑥ 糖尿病 ア 1型糖尿病 イ 2型糖尿病
- ⑦ 血友病
- ⑧ 整形外科的疾患 ア 二分脊椎症 イ 骨形成不全症 ウ ペルテス病

工 脊椎側弯症

⑨ てんかん ア 緊急対応を要する発作

イ 危険を排除しながら見守るのが中心の発作

*下線部の疾患例については、『☆病弱教育の対象となる病気の理解』にて一部まとめています。

- ⑩ 重症心身障がい
- ⑪ アレルギー疾患 ア アトピー性皮膚炎 イ 食物アレルギー
- 12 肥満 (症)
- ③ 心身症 ア 反復性腹痛 イ 頭痛 ウ 摂食障がい
- (4) うつ病等の精神疾患
- 15 その他

③、⑧、⑩などについては、肢体不自由のある子どもの理解や支援内容についても参考にすると役立ちます。

- *1:「教育支援資料」とは、平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料~ 障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実~」のことです。
- * 2:「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き〜早期からの一貫した支援のために〜」のことです。
- *3: てんかん、血友病等、いくつかの症状等の知識、対応については、『☆病弱教育の対象となる病気の理解』をご覧ください。

病気の子どもや入院している子どもたちの気持ち

病気の子どもや入院している子どもの気持ちは、年齢や発達の段階、病状、性格、環境等により様々です。また、その時々で変化することもあります。しかし、多くの子どもに共通することは、不安やストレスとともに、喪失感を感じていることです。「病気になったのは、自分が悪かったから」と感じることも多くあります。

病気の子どもや入院している子どもの状態や心理的な傾向としては、 次のようなことがあげられます。

児童期

- 入院や治療のため欠席が多くなることなどから学習が遅れることがあり、焦燥感や不安を感じる。
- 学級内で孤立しがちになり、友達から取り残されるという疎外感や不安が高まる。
- 活動の制限から経験不足になり、ものの見方や考え方が偏ることがある。
- 友達関係や社会適応がうまくいかないことがある。

思春期

- 学習の遅れなどから、進路や将来に大きな不安を感じる。
- 活動の制限や薬の副作用などにストレスを感じ、意欲が低下することがある。
- 外見の変化に劣等感を感じることがある。
- 時には保護者や医療関係者に反発したり、治療を否定したりする。

病気の子どもや入院している子どもたちの心理的な背景を知ることで、子どもたちへの言葉かけが変わってきます。安心して、学習や生活の見通しがもてるようにしたいですね。



参考:「病気の子どもや入院している子どものための支援ハンドブック」福島県特別支援教育センター(2017)

退院後について

病気によっては、退院後も引き続き通院や感染予防等が必要なことがあるため、退院後すぐに 入院前にいた小・中学校等に通学することが難しい場合があります。そのため、入院中だけでな く退院後も病気に対する十分な配慮が必要であり、そのような子どもが特別な教育的支援を必要 とする場合には、各学校において、病弱教育の対象として対応することが求められます。

*当センターの Web サイトの中の、「病気の子どもや入院している子どもの支援ガイド」「病気の子どもや入院している子どものための支援ハンドブック」等には、<u>県内の情報等が掲載されています。ぜひ、ご覧</u>ください。

